

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A所在の警備業を営むB会社（以下「会社」という。）に雇用され、建設現場等の警備員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、会社の上司からいじめ、嫌がらせ、退職強要を受け、また、同僚からも暴行等を継続的に受けていたため、平成〇年〇月下旬頃から眠れなくなったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診したところ、「うつ病」と診断された。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで契約打ち切りにより会社を解雇されている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務に関する出来事が原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、主治医であるD医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、極度の睡眠障害、食行動異常、不安、焦燥、抑うつ気分、疲労感等の症状から、傷病名を「F32 うつ病」とし、発病時期については、不眠症を平成〇年頃に発病した後、食行動異常、不安、焦燥が加わったのが平成〇年末頃であることから、この時期にうつ病を発病した、と述べている。E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D医師の所見を基に、要旨、平成〇年頃から始まる不眠症を契機として、食行動異常、不安、焦燥が加わったという経緯から、平成〇年〇月末頃にICD-10の診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病した、と述べている。

当審査会としては、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、D医師及びE医師の所見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月末頃に本件疾病を発病したものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の請求の趣旨は、必ずしも明確ではないものの、本件疾病の発病原因となった業務による心理的な負荷要因として、「いじめ・嫌がらせを受けたこと」、「事故の責任を問われたこと」、「退職を強要されたこと」の3点を主張しているものと推認される。

ア これらの主張のうち、「いじめ・嫌がらせを受けた」とする主張は、要旨、平成〇年〇月に現場で化学物質を浴びたことについて、労災請求を希望したところ、F部長及びG課長の請求人に対する態度が悪化したというものである。同主張は、仮に事実であったとしても、請求人の本件疾病発病前6か月間における業務による心理的負荷を生じさせた出来事とは認められない。しかし、同出来事を契機として、これら上司の態度が日常的に請求人の心理的負荷になっていた可能性も否定できないことから、一応検討するも、G課長は、「災害発生状況が曖昧であったため、請求書の作成ができなかった。」と述べており、労災請求を意図的に拒否したとまでは言えず、また請求人が主張するこれらの者によるいじめであるとする内容は、「無視や目で脅される」といったものであることからみて、仮に請求人の主張を認めて認定基準別表1の業務による心理的負荷評価表（以下「心理的負荷評価表」という。）の具体的出来事の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に当てはめたとしても、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、「弱」とすることが相当であると判断する。

イ 次に、請求人は、平成〇年〇月〇日の午後〇時〇分に生じた事故、すなわち、請求人が制止したにも関わらず往来した車が事故を発生させた出来事について、会社から繰り返し責任を問われる言動をされたと主張する。同出来事については、会社から請求人に対して修理費の支払いや謝罪文を求められるという事実があったと推認されるが、実際には請求人が修理費の支払い等をするのではなく、具体的な責任を問われたとはいえず、また、当該事故自体は極めて軽微なものであることから、同出来事を心理的負荷評価表の具体的出来事の「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」に当てはめても、その心理的負荷の総合評価は、同第2の2の(2)のイに説示するとおり、「弱」とであると判断する。

ウ さらに、請求人は、Hユニオン（以下「組合」という。）に加入後、会社に謝罪しろ、協調性が無いので自主的に辞めてほしいといった文書が送られて

きたとし、退職強要である旨主張する。この点、G課長は、平成〇年〇月〇日に請求人が退職することになった経緯について、要旨、請求人から警備の仕事は大変である等の文書が送付されたことから、「体力的にもたないようであれば転職を考えてみてはどうか。」などと回答したとし、仕事が減ったこと、請求人が高齢であること、クレームが一杯来ていることなどの事情から契約を打ち切ったとしている。さらに、「契約打ち切りについては、組合の納得が得られ、組合が請求人を説得することになった。」と述べている。

G課長の申述には具体性があり、また事実、平成〇年〇月頃には請求人の雇用契約に関して組合と団体交渉を行っていることが認められることから、請求人が退職に至る経緯について、退職を強要されたものとは言い難く、同出来事について心理的負荷評価表の具体的出来事の「退職を強要された」を類推適用して当てはめたとしても、同第2の2の(2)のイに説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け申立書等において、上記の出来事以外に本件疾病の発病の原因となった出来事について、種々掲げているが、いずれも発病前6か月間より前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象にはならないものである。

(5) なお、請求人から提出された資料について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。

(6) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。